

阪南市民病院の管理運営に関する基本協定書(抜粋)

阪南市（以下「甲」という。）と社会医療法人 生長会（以下「乙」という。）とは、阪南市病院事業の設置等に関する条例（昭和47年阪南町条例第73号。以下「設置条例」という。）第2条第2項に規定する病院（以下「阪南市民病院」という。）の管理運営に関し、次のとおり協定を締結する。

第1章 総則

（指定管理期間）

第3条 本協定の期間は、甲が乙を指定管理者として指定する期間（平成23年4月1日から平成38年3月31日までの15年間）とする。

第2章 指定管理業務の実施

（指定管理業務の範囲）

第14条 指定管理業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 阪南市民病院における診療（診療時間外における救急診療を含む。）及び検診に関する業務
- (2) 阪南市民病院の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務
- (3) 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定により委託する手数料の徴収に関する業務
- (4) 阪南市民病院の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲乙協議の上、必要と認める業務

（診療）

第15条 乙は、設置条例第3条第2項に定める診療科目及び病床に係る医療機能を提供するものとする。

（検診）

第16条 乙は、甲からの依頼があった場合、甲が実施するがん検診、健康診査等の検診業務を受託するものとする。

2 乙は、人間ドックその他の検診及び医療相談業務を行うことができる。

（政策的医療）

第17条 乙は、次に掲げる政策的医療を確保し、地域における中核的な医療機関として、市民の医療ニーズに的確に応えるよう努めるものとする。

- (1) 救急医療
- (2) 小児医療
- (3) 歯科口腔医療
- (4) リハビリテーション

（災害時医療等）

第18条 乙は、阪南市民病院が災害発生時に被災地内の傷病者等の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制を整えるものとする。

2 前項の場合において、甲が阪南市地域防災計画等に基づき阪南市民病院の一部又は全部を使用する必要のある場合は、乙は、甲の指示により管理を行うものとする。

3 乙は、甲が新型感染症医療等の実施を求める場合は、実施に向けた協議に応じるものとする。

（地域医療連携）

第19条 乙は、地域のかかりつけ医等と連携し、これを支援しながら、地域全体の医療供給体制（以下「地域医療連携」という。）の向上を図るものとする。

2 乙は、前項に定める地域医療連携を円滑に進めるため、院内に地域医療連携の部署を設置し、患者サービスの充実に努めるものとする。

3 乙は、甲と連携し、大阪府地域医療再生計画を円滑に推進するものとする。

(施設、設備等の維持管理)

第25条 乙は、甲の財産である阪南市民病院の土地、建物、設備及び付帯施設（以下「施設等」という。）について、維持管理を行うものとする。

2 乙は、施設等を適正かつ良好な状態で維持管理するものとし、指定管理業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

3 乙は、施設等の維持管理に当たっては、法令等に定める有資格者を配置するものとする。

4 乙は、施設等の維持管理の基準を定めるものとする。

5 施設等の維持管理に必要な経費は、乙の負担とする。

6 前各項に定めるもののほか必要な事項は、年度協定に定めるものとする。

(施設等の改良・改修及び保守・修繕)

第26条 施設等の改良工事及び改修工事は、甲乙協議のうえ、甲が承認した場合に行うものとする。

2 施設等の改良工事（施設の原形を変更し、医療機能向上を伴う工事等であって、1件100万円（消費税及び地方消費税を含む。以下、価格に関する定めについて同じ。）を超えるものをいう。）及び改修工事（施設等の機能維持のために必要な工事等であって、1件100万円を超えるものをいう。）は、甲の負担で行う。ただし、乙が乙の負担で行う場合は、この限りでない。また、甲は、乙の承諾を得て、これに係る業務を乙に委託することができる。

3 前項に該当しない1件100万円以下の改良工事及び改修工事は、乙が乙の負担で行う。

4 施設等の保守・修繕は、必要に応じて乙が行う。

5 前3項のいずれに該当するか疑義があるときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(医療機器等)

第27条 乙は、医療機器及び備品（以下「医療機器等」という。）について、適正な維持管理を行うものとする。

4 乙は、医療機器等について、保守・修繕を行い維持管理するものとする。

8 医療機器等の更新又は新規の購入の費用負担は、次のとおりとする。

(1) 1品100万円を超える医療機器等の更新又は新規の購入は、甲の負担で行う。ただし、乙が乙の負担で行う場合は、この限りでない。また、甲は、乙の承諾を得て、これに係る業務を乙に委託することができる。

(2) 1品100万円以下の医療機器等の更新又は新規の購入は、乙が乙の負担で行う。

(病院機能評価)

第28条 乙は、医療体制及び医療環境が整い次第、財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価の認定を受け、良好な医療機能を保持しなければならない。

第3章 交付金、負担金等

(経費の負担)

第30条 乙が指定管理業務を行うために必要な経費は、別に定めのある場合を除き、乙の負担とする。

(政策的医療等交付金)

第31条 甲は、第17条に規定する政策的医療の提供に要する経費及び甲が特に必要と認める経費に充てるため、政策的医療等交付金を予算の範囲内で乙に交付するものとする。

2 政策的医療等交付金の額は、次の各号により算出した額をそれぞれ合算した額とする。

(1) 甲が交付を受ける病院事業に係る経費として算入された当該年度の地方交付税等の額。ただし、病院事業債に係るものを除く。

(2) 全面改築し稼働するまでの期間において、安定した管理運営を図るため甲が特に必要と認める額
3 乙の責めに帰すべき事由により、指定管理業務の一部が履行されていないことが確認された場合、甲は政策的医療等交付金の一部を支払わず、又は支払った政策的医療等交付金の一部の返還を求めることができる。

4 前3項に定めるもののほか必要な事項は、年度協定に定めるものとする。

(指定管理者負担金)

第33条 乙は、毎事業年度、甲に指定管理者負担金（以下「負担金」という。）を支払うものとする。

2 負担金の額は次の各号により算出した額をそれぞれ合算した額とする。

(1) 平成22年度以前に甲が取得した阪南市民病院の資産に係る毎事業年度の減価償却費相当額の2分の1

(2) 甲が平成23年度以降、新病院稼働年度までに借り入れた病院事業債（医療機器等の病院事業債を含む。）に係る毎事業年度の元利償還金相当額の2分の1。ただし、病院事業債の対象とならない資産に係るものについては、毎事業年度の減価償却費相当額の2分の1。

(3) 平成23年度以降に甲の負担で取得する阪南市民病院の資産に係る毎事業年度の減価償却費相当額。ただし、前号に掲げるものを除く。

(4) 新病院建設に当たり、甲が負担する病院事業の用に供する土地の借地料相当額

3 前2項に定めるもののほか必要な事項は、年度協定に定めるものとする。

第4章 義務の計画、報告等

(事業計画書)

第34条 乙は、次年度開始前の甲が指定する期日までに、事業計画、人員配置計画、収支計画その他甲が指示する事項を記載した次年度に係る事業計画書を甲に提出し、協議するものとする。

2 前項に定めるもののほか必要な事項は、年度協定に定めるものとする。

(事業報告書等)

第35条 乙は、地方自治法第244条の2第7項の規定により事業報告書を作成し、毎事業年度終了後2月以内に、甲に提出しなければならない。

2 乙は、毎事業年度終了後2月以内に、地方公営企業法第30条第1項の規定に準じた書類を作成し、甲に提出するものとする。

(月次報告書)

第36条 乙は、別に定める事項を記録した日報を基に、毎月終了後、月次報告書として作成し、翌月の甲が指定する期日までに甲に提出しなければならない。

(年報)

第37条 乙は、阪南市民病院の運営状況を明らかにするために、事業年度ごとに年報を作成するものとする。

2 年報の内容は、甲乙協議して定めるものとする。

(モニタリング)

第40条 甲は、前条に基づく業務実施状況の調査等及び利用者の意見等を踏まえ、事業実施状況のモニタリングを実施できるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(監査)

第41条 乙は、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、甲の監査委員が指定管理業務を監査するに当たり、必要に応じ実地調査及び必要な記録の提出を求められた場合は、これに応じなければならない。